

別添1の5 粗飼料確保緊急対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める法人とする。

第2 定義

この要綱別添1の5において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 対象災害

要綱第1の1の（1）の別表1で定める災害をいう。

2 飼料の種類

（1）自給飼料

畜産経営体（畜産物の生産を業として行う者をいう。以下同じ。）が自ら利用することを目的として国内で作付け、又は収穫した飼料作物及びこれを原材料に製造した飼料（「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号）第2条第2項に規定する飼料をいう。以下同じ。）をいう。

（2）購入国産粗飼料

飼料のうち、畜産経営体が購入した国産の粗飼料（「日本農林規格有機畜産物」（2005年10月27日制定）3.21に規定する粗飼料をいう。以下同じ。）をいう。

（3）契約国産粗飼料

畜産経営体が、飼料作物の栽培等に係る契約に基づき購入し、又は購入予定の国産の粗飼料及びその原材料となる飼料作物をいう。

（4）国産飼料

（1）から（3）までの飼料をいう。

（5）代替飼料

対象災害の発生により、畜産経営体が不足する国産飼料を確保するために調達する飼料をいう。

3 被害の種類

（1）倒伏等の被害

対象災害の影響により、自給飼料又は契約国産粗飼料の原材料となる飼料作物が倒伏する被害及び収穫後又は購入後に保管していた国産飼料が水濡れや流失をする被害をいう。

（2）表土流出等の被害

対象災害の影響により、播種済みの国産飼料の原材料となる飼料作物の種子や表土が流出する等の被害をいう。

（3）生育不良等の被害

対象災害の影響による、国産飼料の原材料となる飼料作物の生育不良又は収穫作業の遅れにより生産量や栄養価が低下する被害をいう。

第3 事業の内容

事業実施主体は、地域における飼料を確保するため、次の事業を自ら実施し、又は第4の2の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人(以下「生産者集団等」という。)が、1から3までの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

1 サイレージ品質低下防止対策

(1) 品質低下防止資材の共同購入

対象災害により倒伏等の被害又は生育不良等の被害を受けた自給飼料について、サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材及び二次発酵による品質低下を防止する二次発酵防止資材(以下「品質低下防止資材」という。)を共同購入し、被害を受けた畜産経営体に対し供給する取組

(2) 給与前のサイレージ品質の確認

対象災害により、倒伏等の被害又は生育不良等の被害を受け、(1)に取り組んだ生産者集団等が、品質低下防止資材を添加したサイレージについて、家畜への給与前に飼料分析をして品質の確認を行う取組

2 代替飼料の確保対策

対象災害により、倒伏等の被害、表土流出等の被害及び生育不良等の被害を受けた国産飼料について、第4の2の(3)のアに規定する代替飼料(以下「対象代替飼料」という。)を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組

3 粗飼料緊急確保の推進

1及び2の事業を円滑に推進するための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等

第4 事業の実施

1 実施要領の作成等

事業実施主体は、第3の1及び2の事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の畜産経営体から構成され、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 畜産振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) サイレージ品質低下防止対策

ア 品質低下防止資材の共同購入

第3の1の(1)の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。

(ア) 補助対象となる品質低下防止資材は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が作付けし、対象災害により倒伏等の被害又は生育不良等の被害を受けた自給飼料を調製し、品質低下のおそれがあるサイレージの品質低下の抑制に資するものであること。

(イ) 補助対象となる購入期間は、対象災害ごとに定める実施期間とする。

(ウ) 補助対象数量は、対象災害ごとに定める実施期間に収穫した面積に係る自給飼料の処理に必要な数量を上限とする。

イ 給与前のサイレージ品質の確認

第3の1の(2)の取組の補助対象要件は、次のとおりとする。

(ア) 補助対象となる飼料分析は、第3の1の(1)の取組により品質低下防止資材を添加したサイレージを、生産者集団等の構成員が色、匂い等により分析が必要と判断した上で実施するものとし、当該分析の結果に基づき、事業実施主体又は生産者集団等が家畜への給与の是非を確認することに資するものであること。

(イ) 補助対象となる飼料分析は、対象災害ごとに定める実施期間内に分析を依頼し、結果を得たものとする。

(ウ) 補助対象件数は、生産者集団等の構成員1者につき、アの(ウ)の面積に応じ、以下の点数を上限とする。

a 20ヘクタール未満 1件

b 20ヘクタール以上40ヘクタール未満 2件

c 40ヘクタール以上60ヘクタール未満 3件

d 以下同様に20ヘクタールごとに1件追加

なお、飼料分析を行った際は、第7の4の実績報告時に、別紙様式第1号の別紙1にその分析結果に対する評価を行うものとする。

(3) 代替飼料の確保対策

第3の2の補助対象要件は、事業実施主体又は生産者集団等の構成員が対象災害の発生により不足する国産飼料のうち、牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、稲わら等(稲わら又は可消化養分総量(以下「TDN」という。)が稲わらと同等のその他麦稈やストロー乾草等の粗飼料をいう。以下同じ。)、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ及び稲発酵粗飼料(以下「稲WCS」という。)等を対象代替飼料により確保する場合であって、補助対象は次のとおりとする。

ア 補助対象となる代替飼料は、被害を受けた国産飼料の代替となり得る国産飼料又は輸入の飼料(牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー、稲わら等、原料の重量又はTDNの過半が粗飼料原料である混合飼料(以下「TMR」という。)、子実用とうもろこし(配合飼料を含む。)、ビートパルプ、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稲WCSその他理事長が適当と認めるものに限る。)

とし、継続して購入し、又は収集している稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の当該別に購入する稲わら等を含む。

イ 補助対象となる購入期間は対象災害ごとに定める実施期間とする。

ウ 補助対象数量は、以下により算出する。

A 対象代替飼料のTDN含有量 (kg)

=対象代替飼料の購入数量 (kg) × TDN含有率 (%)

B 不足国産飼料のTDN含有量 (kg)

=対象災害の発生年産不足国産飼料 (対象災害の発生日から発生年の12月までに作付け、又は収穫予定であった飼料をいう。) のTDN含有量 (kg) - 前年度補助対象数量のTDN含有量 (kg) + 今年度不足国産飼料のTDN含有量 (kg)

※ 対象災害の発生年産不足国産飼料のTDN含有量 (kg)

=前年度粗飼料確保緊急対策事業実績報告書 (以下「前年度実績報告書」という。) にて報告した不足数量のTDN含有量 (kg)

※ 今年度不足国産飼料のTDN含有量 (kg)

=表土流出等の被害により収穫不能又は減収した今年産国産飼料 (対象災害の発生年の翌年1月から同年12月までに作付け、又は収穫予定である飼料をいう。) の数量のTDN含有量 (kg) + 倒伏等の被害を受けた前年産の国産飼料のうち今年度中に給与不能となった数量のTDN含有量 (kg)

A ≤ B の場合は、A の対象代替飼料の購入数量

A > B の場合は、A の対象代替飼料の購入数量のうち今年度不足国産飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

なお、前年度の実績がなく、今年度に新たに申請を行う場合は、被害の種類ごとに、(ア) 又は (イ) の方法により不足国産飼料のTDN含有量 (kg) を算出するものとする。

(ア) 倒伏等の被害及び表土流出等の被害の対象数量
(国産飼料 (契約国産粗飼料及び稲わらを除く。))

C 対象代替飼料のTDN含有量 (kg)

=対象代替飼料の購入数量 (kg) × TDN含有率 (%)

D 不足国産飼料のTDN含有量 (kg)

=不足国産飼料の数量 (kg) × TDN含有率 (%)

※ 不足国産飼料の数量

=収穫不能数量 (倒伏等の被害のうち収穫前に生じたもの又は表土流出

等の被害により収穫不能となったもの) + 給与不能数量 (倒伏等の被害のうち収穫後又は購入後に生じた水濡れ等の品質劣化や流失等により給与不能となったもの)

$C \leq D$ の場合は、C の対象代替飼料の購入数量

$C > D$ の場合は、C の対象代替飼料の購入数量のうち不足国産飼料の TDN 含有量相当数量を上限とする。

(契約国産粗飼料 (稲わらを除く。))

E 対象代替飼料の TDN 含有量 (kg)

= 対象代替飼料の購入数量 (kg) × TDN 含有率 (%)

F 不足契約国産粗飼料の TDN 含有量 (kg)

= 不足契約国産粗飼料の数量 (kg) × TDN 含有率 (%)

※ 不足契約国産粗飼料の数量 = 契約国産粗飼料の契約数量 (以下「契約数量」という。) - 実際に購入した契約国産粗飼料の数量 (以下「入荷数量」という。) + 給与不能契約国産粗飼料数量 (契約国産粗飼料の入荷後に生じた水濡れ等の品質劣化や流失等により給与不能となったもの)

$E \leq F$ の場合は、E の対象代替飼料の購入数量

$E > F$ の場合は、E の対象代替飼料の購入数量のうち不足契約国産粗飼料の TDN 含有量相当数量を上限とする。

(稲わら)

稲わらを継続して購入し、又は収集しており、不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合は、現物の数量を対象数量とする。

代替稲わら等の数量 (kg)

= 代替稲わら等の購入数量 (kg)

不足する稲わらの数量 (kg)

= 今年度購入し、又は収集する予定であった稲わらの数量 - 今年度購入し、又は収集し、水没等の被害のない稲わらの数量

代替稲わら等の数量 \leq 不足する稲わらの数量の場合は、代替稲わら等の購入数量

代替稲わら等の数量 $>$ 不足する稲わらの数量の場合は、不足する稲わらの数量を上限とする。

(イ) 生育不良等の被害の対象数量

牧草由来の乾牧草又はサイレージについては a 及び b の合計 (ただし、b

がゼロを下回る場合は a のみ)、デントコーンサイレージについては b にて算出した TDN 含有量相当数量を上限とする。

a 給与調整数量

$$G \text{ 対象代替飼料の TDN 含有量 (kg)} \\ = \text{対象代替飼料の購入数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)}$$

$$H \text{ 給与調整した自給飼料 (又は契約国産粗飼料) 牧草一番草の TDN 含有量 (kg)} \\ = \text{給与調整した自給飼料牧草一番草の数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)} \\ \times \text{給与調整割合}$$

$$\text{※ 給与調整した自給飼料の数量} \\ = \text{給与調整した自給飼料の収穫数量 (又は入荷数量) (kg)}$$

$$\text{※ 給与調整割合} = x \div y \\ x : \text{自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の標準的な収穫時の繊維質含有率 (\%)} - \text{自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の収穫作業の遅れ時の繊維質含有率 (\%)} \\ y : \text{対象代替飼料の繊維質含有率 (\%)} - \text{自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の収穫作業の遅れ時の繊維質含有率 (\%)}$$

$G \leq H$ の場合は、 G の対象代替飼料の購入数量

$G > H$ の場合は、 G の対象代替飼料の購入数量のうち給与調整した自給飼料 (又は契約国産粗飼料) 牧草一番草の TDN 含有量相当数量を上限とする。

b 生産不足数量

$$I \text{ 対象代替飼料の TDN 含有量 (kg)} \\ = \text{対象代替飼料の購入数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)}$$

$$J \text{ 生産不足自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の TDN 含有量 (kg)} \\ = \text{生産不足自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の数量 (kg)} \times \text{TDN 含有率 (\%)}$$

$$\text{※ 生産不足自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の数量} \\ = \text{自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の平年の収穫数量 (又は契約数量) (kg)} - \text{自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の今年の収穫数量 (又は入荷数量) (kg)} - a \text{ の補助対象数量 (kg)}$$

$I \leq J$ の場合は、 I の対象代替飼料の購入数量

$I > J$ の場合は、 I の対象代替飼料の購入数量のうち生産不足自給飼料 (又は契約国産粗飼料) の TDN 含有量相当数量を上限とする。

エ 事業実施主体又は生産者集団等が自らTMRを製造し、販売する場合にあっては、対象災害による被害を受けた構成員以外の者に販売したTMRに含まれる代替飼料の購入数量を全購入数量から差し引くものとする。

(4) 国産飼料の製造に係る飼料作物の被害状況等の確認

事業実施主体又は生産者集団等は、対象災害による被害を受けた構成員の国産飼料の製造に係る飼料作物の被害状況について確認するとともに、被害の種類に応じて、対象災害の発生年度の被害については別紙様式第1号の別紙2国産飼料被害状況確認調書を、発生年度の翌年度の被害については別紙3国産飼料被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得るものとする。

また、表土流出等の被害を受けた場合は、草地等の状況を写真により明らかにするとともに、収穫量の調査を行うことにより被害量を算定するものとする。

なお、事業実施主体又は生産者集団等が前年度において国産飼料被害状況確認調書を作成し、構成員の属する市町村等から被害状況の確認を得た場合であって、被害状況に変更がない時は、前年産に係る確認を省略できるが、前年度の交付実績がなく、今年度に新たに申請を行う場合は、別紙2の国産飼料被害状況確認調書に、前年度の申請を行わなかった理由を示すこととする。

3 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第5 事業の推進指導

1 事業実施主体は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 都道府県知事は、第3の1から3までの事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知、事業実施主体及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

4 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」という。）に基づき、第7の1の交付申請時に当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第7の4実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載

された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

- 5 生産者集団等及び第3の事業に参加するその構成員は、環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施についてに基づき、当該通知別添1の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体又は生産者集団等に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体又は生産者集団等に提出するものとする。

- 6 事業実施主体は、全ての生産者集団等及び第3の事業に参加するその構成員から当該「みどりチェック」チェックシートを収集し、その一覧を第7の1の交付申請時、第7の2の変更承認申請時及び第7の4の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、生産者集団等及び第3の事業に参加するその構成員の氏名等及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

また、事業実施主体は、交付申請に当たり、事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体は、変更後の事業実施計画を自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に提出するものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可）第80条第1項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、遅滞なく事業実施主体に対し、当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、生産者集団等から提出された事業の実績及び自らの事業の実績を取りまとめ、自ら又は生産者集団等が属する都道府県知事に報告するとともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第4号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7の4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕

入れに係る消費税等相当額がない場合も含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 サイレージ品質低下防止対策	<p>(1) 品質低下防止資材の共同購入 サイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の発酵促進資材等を共同購入し、畜産経営体に対し供給する取組に要する経費</p> <p>(2) 給与前のサイレージ品質の確認 (1)に取り組んだ生産者集団等が、品質低下防止資材を添加したサイレージについて、家畜への給与前に飼料分析をして品質確認を行う取組に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p> <p>定額</p>
2 代替飼料の確保対策	<p>対象代替飼料を共同購入し、対象災害の被害により不足する国産飼料を畜産経営体に対し供給する取組に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>ただし、代替飼料1キログラム当たり5円以内とする。</p>
3 粗飼料緊急確保の推進	<p>事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等に要する経費</p>	<p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度において畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添1の5の第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別紙1のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機構補助金②	そ の 他 ③	
1 サイレージ品質低下防止等対策 (1) 品質低下防止資材の共同購入 (2) 給与前のサイレージ品質の確認				
2 代替飼料の確保対策				

3 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

注：事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
(3) 別紙様式第1号の別紙2又は別紙3の写し
(4) 「みどりチェック」チェックシート
(5) 「みどりチェック」チェックシートの一覧

(注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第1号の別紙1

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）実施計画

1 サイレージ品質低下防止対策

(1) 品質低下防止資材の共同購入

生産者 集団等	構成 員名	事業 費 (円)	負担区分		積算基礎								
			機構 補助 金 (円)	その他 (円)	品質低下防止資材商 品名	購入 代金 (円) ①	購入 数量 (kg)	購入した発酵 促進資材等に より処理可能 な牧草の数量 (kg) ②	算出 根拠	被害 作物 名	被害面 積のう ち収穫 面積 (ha) ③	(被害 後) 単収 (kg/ha) ④	収穫量 (kg) ⑤=③× ④
					小計				-	-		-	
					小計				-	-		-	
合計					-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：事業費は、②≤⑤の場合は①の小計の額、②>⑤の場合は①の小計×⑤の小計／②の小計により得た額とすること。

2：単収は、対象災害の発生年度においては農林水産省「作物統計」の公表値等を、災害の発生の翌年度においては被害後単収として収量調査の値を記入すること。

3：複数の対象災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

(2) 給与前サイレージの品質の確認

生産者 集団等	構成員 名	事業費 (円)	負担区分		積算根拠									備考	
			機構 補助金 (円)	その他 (円)	作物名	分析する飼料 を収穫した草 地等の所在地	被害面積 (ha)	品質低下防止 資材の添加の 確認	確認点数	飼料分析に要 する経費 (円)	(品質確認)				
											(色)	(匂い)	(その他)		(総合評 価)
					小計										
					小計										
合計															

注1：作物名及び分析する飼料を収穫した草地等の所在地及び被害面積は、別紙様式第1号の別紙2の別添「構成員の国産飼料に係る被害状況」のうち、被害を受けた草地等の所在地、被害面積及び国産飼料被害状況又は収穫等済国産飼料被害状況の作物名から記載すること。

2：飼料を分析する場合は、色、匂い等による総合評価を行うこととし、色については、良（明黄緑色～黄緑色）、中（黄緑色～黄褐色）、劣（黄褐色～褐色）、匂いについては、良（芳香～甘酸臭）、劣（酪酸臭～悪臭）、総合評価は良、中、不で判断すること。

2 代替飼料の確保対策

(1) 対象災害による令和 年産（発生年産）及び令和 年産（今年産）国産飼料の代替飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算

生産者 集団等	構成員 名	補助対 象数量 (kg)	令和 年度対象代替飼料購入数量			国産飼料の被害数量														
			対象代 替飼料 名	購入 数量 (現物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN 含有量 (kg) ③=①× ②/100	被害 作物 名	被害面積 のうち 作付不能 面積又は 収穫面積 (ha) ④	令和 年産国産飼料の収穫不能数量				令和 年産国産飼料の給与不能数量				令和 年産 不足数量 (TDNkg) (kg) ⑬	令和 年度 補助対象 数量 (TDNkg) (kg) ⑭	不足 数量計 (TDNkg) (kg) ⑮=⑨の 小計+⑫ の小計+ ⑬-⑭	
									単収		収穫不 能数量 (kg) ⑦=④ ×(⑤ -⑥)	TDN% (原物) ⑧	TDN 含有量 (kg) (原物) ⑨=⑦ ×⑧	給与不 能被害 作物名 (収穫 体系)	令和 年度 給与不能 数量 (kg) ⑩	TDN% (原物) ⑪				TDN 含有量 (kg) ⑫=⑩ ×⑪ /100
									平年値 (kg /ha) ⑤	被害後 (kg /ha) ⑥										
			小計	-		-		-	-		-		-		-					
			小計	-		-		-	-		-		-		-					
			小計	-		-		-	-		-		-		-					
			小計	-		-		-	-		-		-		-					
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1：(1) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合には、本様式に記載すること。ただし、稲わらは現物の数量を用いるため、TDNに関する欄(②、③、⑧、⑨、⑪、⑫)及び単収(⑤、⑥)については記載しなくてよい。

(2) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の収穫不能数量(⑦)については、不足する稲わらの数量を記載することとし、今年度購入し、又は収集する予定であった稲わらの数量から今年度購入し、又は収集し、水没等の被害のない稲わらの数量を控除した数量を記載すること。

2：⑬は前年度実績報告書の別紙1の2の(1)の別添1の⑫、(1)の別添2の⑨、(1)の別添3(a)の⑬及び(1)の別添3(b)の⑬の合計とすること。

3：⑭は前年度実績報告書の別紙1の2の(1)の別添1の③の代替飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑫の不足数量(TDNkg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添2の③の代替飼料のTDN含有量(kg)小計又は⑨の不足数量(TDNkg)の小計のいずれか低い数量、(1)の別添3(a)の③の代替飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑬の不足数量(TDNkg)の小計のいずれか低い数量及び(1)の別添3(b)の③の代替飼料のTDN含有量(kg)の小計又は⑬の不足数量(TDNkg)の小計のいずれか低い数量の合計とすること。

4：前年度の実績がない構成員が今年度に代替飼料の供給を受ける場合は、(1)の別添1から別添3までにより対象災害ごとの不足数量を算出し、⑬に記入すること。また、⑭は0kgと記入すること。

5：補助対象数量は、③≤⑮の場合①の小計、③>⑮の場合①の小計×⑮/③の小計により得た数量とすること。

(1) の別添1 対象災害の被害により不足する国産飼料の代替飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（新規申請）
 (収穫不能数量・給与不能数量)

生産者 集団等	構成員 名	補助 対象 数量 (kg)	積算基礎													不足数量 (TDNkg) (kg) ⑫= ⑧+⑪	
			積算基礎C				積算基礎D										
							a 収穫不能自給飼料数量						b 給与不能自給飼料及び購入国産粗飼料数量（契約国産粗飼料を除く）				
			対象代替 飼料名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN含有量 (kg) ③ =①×② /100	被害作物名 (収穫体系)	被害面積 のうち収 穫不能面 積(ha) ④	単収 (kg/ha) ⑤	収穫不能自 給飼料数量 (kg) ⑥= ④×⑤	TDN% (原物) ⑦	TDN含有量 (kg) ⑧ =⑥×⑦ /100	被害作物名 (収穫体系)	給与不能 数量 (kg) ⑨	TDN% (原物) ⑩		TDN含有量 (kg) ⑪ =⑨×⑩ /100
		小計		-		-		-		-		-		-			
		小計		-		-		-		-		-		-			
		小計		-		-		-		-		-		-			
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1：補助対象数量は、③≤⑫の場合は①の小計により、③>⑫の場合は①の小計×⑫の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：複数の災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

3：(1) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合には本様式に記載すること。ただし、稲わらは原物の数量を用いるため、TDNに関する欄（②、③、⑦、⑧、⑩、⑪）及び単収（⑤）については記載しなくてもよい。

：(2) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の収穫不能自給飼料数量（⑥）については、不足する稲わらの数量を記載することとし、今年度購入し、又は収集する予定であった稲わらの数量から今年度購入し、又は収集し、水没等の被害のない稲わらの数量を控除した数量を記載すること。また、不足数量（⑫）については、⑥及び⑨の数量の合計を記載すること。

：(3) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の補助対象数量は、①≤⑫の場合は①の小計の、①>⑫の場合は⑫の小計の数量とすること。

(1) の別添2 対象災害により不足する契約国産粗飼料の代替飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（新規申請）

生産者集団等	構成員名	補助対象数量 (kg)	積算基礎										
			積算基礎E				積算基礎F						
			対象代替飼料名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN含有量 (kg) ③=①×② /100	契約作物名	契約数量 (kg) ④	入荷数量 (kg) ⑤	うち給与不能契約国産粗飼料数量 (kg) ⑥	不足契約国産粗飼料数量 (kg) (原物) ⑦=④-⑤ +⑥	TDN% (原物) ⑧	不足契約国産粗飼料数量 (TDNkg) ⑨=⑦×⑧ /100
			小計		-		-	-	-	-	-	-	-
			小計		-		-	-	-	-	-	-	-
			小計		-		-	-	-	-	-	-	-
合計				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：補助対象数量は、③≤⑨の場合は①の小計により、③>⑨の場合は①の小計×⑨の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：複数の災害により被害を受けた場合は、災害ごとの数量が分かるように記載すること。

3：(1) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合には本様式に記載すること。ただし、稲わらは原物の数量を用いるため、TDNに関する欄（②、③、⑧）については記載しなくてもよい。

：(2) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の契約数量（④）については、今年度購入又は収集する予定であった稲わらの数量を記載することとし、入荷数量（⑤）については、今年度購入又は収集し、水没等の被害のない稲わらの数量を記載すること。また、不足数量（⑦及び⑨）については、④から⑤を控除した不足する稲わらの数量を記載すること。

：(3) 不足する稲わらを別に購入する稲わら等で代替する場合の補助対象数量は、①≤⑨の場合は①の小計の、①>⑨の場合は⑨の小計の数量とすること。

(1) の別添3 対象災害により不足する自給飼料及び契約国産粗飼料の代替飼料の共同購入に係る補助対象数量の積算（新規申請）

a 給与調整数量

生産者 集団等	構成員 名	補助対象 数量(㉔)	積算基礎																
			積算基礎G						積算基礎H										
			対象 代替 飼料 名	購入数 量 (原物 kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN 含有量 (kg) ③=① ×② /100	乾物率 (%)	繊維質 含有率 (乾物) (%) ④	自給飼料 (契約国産粗 飼料) 作物名	収穫数量 (kg)			TDN% (原物) ⑧	収穫DN 含有量 (kg) ⑨=⑦× ⑧/100	乾物率 (%)	給与調整割合			給与調整 数量 (TDNkg) ⑬= ⑨×⑫
										収穫単収 (kg/ha) ⑤	収穫 面積 (ha) ⑥	収穫 数量 (購入 数量) (kg) ⑦=⑤×⑥				自給飼料(契約国産粗 飼料)の繊維質含有率 (乾物) (%)	代替飼料 粗繊維質 含有率 (乾物) (%) ④	⑫= ⑩-⑪ / ④-⑪	
																		-	-
																		-	-
																		-	-
			小計	-		-	*	-	-		-		-	*	*				
																		-	-
																		-	-
			小計	-		-	*	-	-		-		-	*	*				
																		-	-
																		-	-
			小計	-		-	*	-	-		-		-	*	*				
合計			-	-		-	-	-	-		-		-	-	-	-	-	-	

注1：補助対象数量は、③≤⑬の場合は①の小計により、③>⑬の場合は①の小計×⑬の小計／③の小計により得た数量とすること。

2：※については、購入数量（①）の乾物量（=数量×乾物率）又は収穫数量（⑦）の乾物量（=数量×乾物率）のそれぞれの加重平均を記入すること。

3：収穫数量の⑦に購入数量を記載する場合には、⑤及び⑥を記載しなくてもよい。

b 生産不足数量

生産者集団等	構成員名	補助対象数量(㉓)	積算基礎													
			積算基礎 I				積算基礎 J									
			対象代替 飼料名	購入数量 (原物) (kg) ①	TDN% (原物) ②	TDN 含有量 (kg) ③=①× ②/100	被害作 物名	被害面積のう ち生産量が低 下した自給飼 料(又は契約 国産粗飼料) の収穫面積 (ha) ④	平年			被害後			生産減少数量 (TDNkg) ⑪= (⑥×⑦/100) - (⑨×⑩/100)	aの補助対 象数量 (TDNkg) ⑫
						単収 (kg/ha) ⑤	収穫量 (又は 契約数 量) (kg) ⑥= ④×⑤	TDN% (原物) ⑦	単収 (kg/ha) ⑧	収穫量 (又は 入荷数 量) (kg) ⑨= ④×⑧	TDN% (原物) ⑩					
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
			小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

注1：補助対象数量は、③≤⑬の場合は①の小計により、③>⑬の場合は①の小計×⑬の小計/③の小計により得た数量とすること。

2：⑫については、対象災害により生育不良の被害を受けた牧草の場合はaの③又はaの⑬のいずれか小さい方を記入すること。その他の場合は0を記入すること。

3：契約国産粗飼料について、数量取引で契約している場合においては、④、⑤及び⑧を記載しなくてもよい。この場合、⑥に契約数量、⑨に入荷数量をそれぞれ記載すること。

(2) 事業費

生産者 集団	構成員 名	令和 年度 補助対象数 量 (kg)	事業費 (円)	負担区分		備考
				補助金 (円)	その他 (円)	
合計						

注1：補助対象数量は、(1)により積算した補助対象数量を記入すること。

2：購入単価が5円/kg未満の代替飼料を共同購入した場合、備考の欄に事業費の積算を記載すること。

3 粗飼料緊急確保の推進

(単位：円)

内容	事業費	負担区分		積算基礎	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第1号の別紙2

国産飼料被害状況確認調書（令和 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認年月日	確認者氏名（自署）
		令和 年 月 日	

3 構成員の被害状況

別添「構成員の国産飼料に係る被害状況」のとおり。

構成員の国産飼料に係る被害状況

氏名 又は 法人、組織 名	代表者氏名 (法人、組織の み)	住所	被害概況	国産飼料被害状況						収穫済等国産飼料被害状況				備考
				作物名 (種類)	被害を 受けた 草地等の 所在地	作付面積	うち			被害状 況	作物名 (種類)	被害数量	被害状況	
							被害面 積	収穫不 能面積	収穫 面積					
						ha	ha	ha	ha		kg			
										-	-	-	-	
										-	-	-	-	
										-	-	-	-	
										-	-	-	-	
										-	-	-	-	
										-	-	-	-	

注：前年度の実績がなく、今年度に新たに申請を行う場合は、前年度の申請を行わなかった理由を備考欄に示すこと。

別紙様式第1号の別紙3

国産飼料被害状況確認調書（令和 年産）

生産者集団等名

1 市町村等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

2 生産者集団等確認者氏名等

機関名	役職	確認者氏名（自署）

3 構成員の被害状況

別添「構成員の国産飼料に係る被害状況」のとおり。

（記載注意）本様式は対象災害発生の翌年産における被害状況の確認結果を記すこと。

構成員の国産飼料に係る被害状況

氏名 又は 法人、組織 名	代表者氏名 (法人、 組織のみ)	住所	国産飼料被害状況						収穫済等国産飼料被害状況				被害状況確認年月日		
			作物名 (種類)	被害を 受けた 草地等 の所在地	被害 面積	うち 作付 不能面積	うち 収穫面積	被害後 単収	被害状況	作物名 (種類)	令和 年度 被害数量	算出根拠	被害状況	市町村等 確認	生産者集団 等 確認
					ha	ha	ha	kg/ ha			kg				
			小計	-					-	-		-	-		
			小計	-					-	-		-	-		
			小計	-					-	-		-	-		
			小計	-					-	-		-	-		

注1：被害後単収は、収穫までに行った収穫量調査に基づき算定すること。

2：収穫済等国産飼料被害状況には、前年産収穫済等国産飼料のうち今年度において給与不能となった国産飼料の被害の状況について記入すること。

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添1の5の第7の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙様式第2号の別紙のとおり。
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：記の2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添1の5の第7の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算 払請求 額 ⑥	令和 年 月 日迄 予定出来 高 (⑤+ ⑥) / ②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/① =④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添1の5の第7の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第4号の別紙のとおり。
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備 考
		機構補助金 ②	そ の 他 ③	
1 サイレージ品質低下防止対策 (1) 品質低下防止資材の共同購入 (2) 給与前のサイレージ品質の確認				

2 代替飼料の確保対策				
3 粗飼料緊急確保の推進				
合計				

注1：記の2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるように二段書きにし、計画額を括弧書きで上段に、実績額をその下段に記載すること。

2：事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

7 添付書類

(1) 「みどりチェック」チェックシート

(2) 「みどりチェック」チェックシートの一覧

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年
度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（粗飼料確保緊急対策事業）補助金について、畜
産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添1の5の第8の3の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返
還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付す
ること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況
 []

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由
 []

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料